令和２年２月

**特別非常勤講師の皆様へ**

**《非常勤職員制度改正のお知らせ》**

〇　地方公務員法及び地方自治法の改正に伴い、令和２年４月１日から、大阪府教育委員会で任用されるほとんどの非常勤職員は、一般職非常勤職員（パートタイム会計年度任用職員）へ移行することになります。

〇　これに伴い、一般職非常勤職員に対する期末手当支給制度が創設されるなど、各種制度が変更されることとなります。

〇　主な変更内容を以下にまとめましたので、お知らせします。

|  |  |
| --- | --- |
| 項 目 | 主な変更内容 |
| 変更後（令和２年４月１日から） |
| **期末手当の支給** | **・期末手当支給制度が創設されます**  　対象者：基準日に在職している一般職非常勤職員  又は、基準日以前１カ月以内に退職等した一般職非常勤職員  　　　　　※ただし、**当該年度における任期が６カ月以上、かつ、週あたりの勤務時間が15時間30分以上の職員に限ります**  　基準日　：6/1・12/1  支給日　：原則、6/30・12/10  手当額　：（基準日前6カ月の勤務について支給された報酬※1 ÷6）×支給月数※2  ※1 令和２年６月の期末手当は、同年４月１日以降の勤務について支給された報酬に限ります  ※2 支給期ごとに1.3月(現時点の見込み) |
| **休暇** | **・現在の一般職非常勤職員と同様の特別休暇が付与されます** |
| **懲戒・分限** | **・地方公務員法上の懲戒・分限処分が適用され、また服務上の措置も対象となります** |

令和２年４月からの主な変更点

* 上記のほか、地方公務員法が適用されることから、条件付採用等が適用されます。
* 変更点の詳細については、別添の新旧対照表をご参照ください。
* 制度改正に関するご質問があれば、下記の問合せ先にご連絡ください。

|  |
| --- |
| 《問合せ先》  　　　大阪府教育庁　教育振興室　高等学校課　教務グループ  　　　　　　　　　　　　　　　　電話番号　06-6941-0351（内線3428） |